

第6回中小企業・地域知財支援研究会 議事要旨

1. 開催日時

平成27年7月8日（水） 14:00～16:00

2. 開催場所

特許庁16階特別会議室

3. 出席委員等

鮫島座長、雨宮委員、小川委員、加幡委員、久貝委員、櫻井委員、篠原委員、高崎委員、波多江委員、林委員、原田委員、松浦委員、三木委員、門田委員、吉栖委員、伊藤委員代理（若松課長）、高澤委員代理（野口専務理事）、加藤委員代理（三橋部長）

4. 議事

- (1) 特許庁長官挨拶
- (2) 中小企業の知財出願状況について
- (3) 中小企業・地域知財支援策の現状と方向性について
- (4) INPITによる地域・中小企業向けサービスの紹介
- (5) その他

5. 議事概要

(1) 説明

事務局から、資料に沿って、「中小企業の知財出願状況」及び「中小企業・地域知財支援研究会報告書の実施状況について」説明。また、三木委員から INPIT による地域・中小企業向けサービス（産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口）の利用状況の分析等について説明。

(2) 各委員からの主な発言

<知財専門人材の育成について>

- 知財専門人材の育成について、一から人材を育成するのではなく、大企業の知財部OB等の人材と中小企業をマッチングしていくことも可能。
- 中小企業から見ると、知財専門人材は、企業の目線でアドバイスできることが重要。
- 新現役ネットワーク・DB等既存の情報も活用しつつ、知財専門人材のリストを作成したり、人材をプールしたりする取組に期待。

- ベンチャー企業においては、大企業の知財部OBだけではなく、大学で知財を専攻した若者の活用や育成も検討すべき。
- INPITでは、中小・ベンチャー企業のグローバル人材の育成に関する教材等を開発しており、多くの団体の研修に活用したい。

<先進的な地域知財支援モデルの構築について>

- 地域知財支援力強化事業を活用し、金融機関との連携を通じ、他の地方自治体における川崎モデルの導入を推進し、全国展開を図る予定。
- 地域の中小企業と関係が深い公設試験研究機関の知財に係る取組の積極的な支援を通じ、地域連携を推進させることも重要。
- 知財支援にあたって、がんばっている地域に対して、インセンティブを与える取組は特に重要。
- 地元金融機関へのセミナー、知財の目利き人材の金融機関への紹介や知財人材になりえる学生と地元企業とのマッチング等、中小企業への知財浸透活動（つなぎ）を強化すべき。

<知財総合支援窓口について>

- 中小企業が、事業戦略を踏まえた知財戦略を構築するために、よろず支援拠点と知財総合支援窓口の連携は重要であるが、現実としては難しい課題でもあるのではないか。
- 中小企業は事業戦略の策定が苦手な面があり、知財総合支援窓口で知財の相談に来た場合でも、事業戦略が不明瞭であれば、よろず支援拠点を紹介する等、連携は十分可能。
- 弁護士知財ネットでは、窓口支援担当者と弁護士が協議しながら、地域にあった掘り起し活動を、各地で自主的に始めている。例えば、兵庫県の知財総合支援窓口では、窓口支援担当者と弁護士がペアを組み、信金や商工会等、中小企業支援団体へのセミナーを実施し、海外進出を含めた事業戦略の観点からの知財普及活動に取り組んでおり、他の知財総合支援窓口への横展開を期待。
- 日本弁理士会では、知財キャラバンの取組を推進しており、年内に千名程度に対して、知財コンサルティングの研修を実施予定であり、このような人材を知財総合支援窓口に供給したい。

<海外展開支援について>

- 中小企業の経営支援という入口を広げた上で、知財に関しての支援をすることが重要。また、ジェットロは地域に40か所以上の支部を設置しており、地域にお

いても知財支援に関する協力も実施。

<知財金融について>

- 知財金融について、金融機関で取組が進まないケースにおいて、①ビジネス成長性の分析に係る情報量の不足、②評価書のみによる融資審査判断の難しさが課題。
- 多くの金融機関は、企業の技術力と知財を結びつけることができず、セミナー等を通じ、知財金融に関する更なる普及啓発が必要。
- 知財の評価は重要と認識しており、ベンチャー支援において、知財ビジネス評価書を積極的に活用し、融資を実施。また、セミナー等の機会を捉え、国の施策を伝えていくことも、金融機関の使命であると認識。
- 融資の基本は、①経営者、②売上等の経営上の数値等、融資先を理解すること。知財ビジネス評価書も、融資先の理解のために、参考となる情報だが、それがすべてではない点も考慮すべき。
- 売上などの経営情報は、過去の情報。知財に関する情報は、将来的な情報。融資判断においては、この両輪が必要。
- 良い権利は保有しているが、事業に結びついていない等、事業と知財が分離している中小企業が多く、知財金融の推進のためには、知財を事業に活かしているモデルとなるストーリーを描くことも重要。

<特許情報の分析結果の企業経営への活用の推進について>

- 特許情報分析活用支援は、侵害訴訟において、30%程度の特許が無効となっている現状がある中で、出願段階での支援は極めて有効な施策であり、更なる拡充を期待。

<その他>

- 特許に関する料金減免制度の使い勝手は良くなっている。さらに、中小企業の出願の多い商標についても減免制度について検討していただきたい。
- 地理的表示制度（GI）は、品質保証の機能を通じ、対象の価値向上の効果が期待できるが、地域団体商標は対象のブランド価値が向上しているのか不明瞭であり、その価値を高める方策に期待。
- 特許情報検索サービスは中小企業にとって、大変有効なツールであるため、J-PlatPat の研修強化を希望。

以上